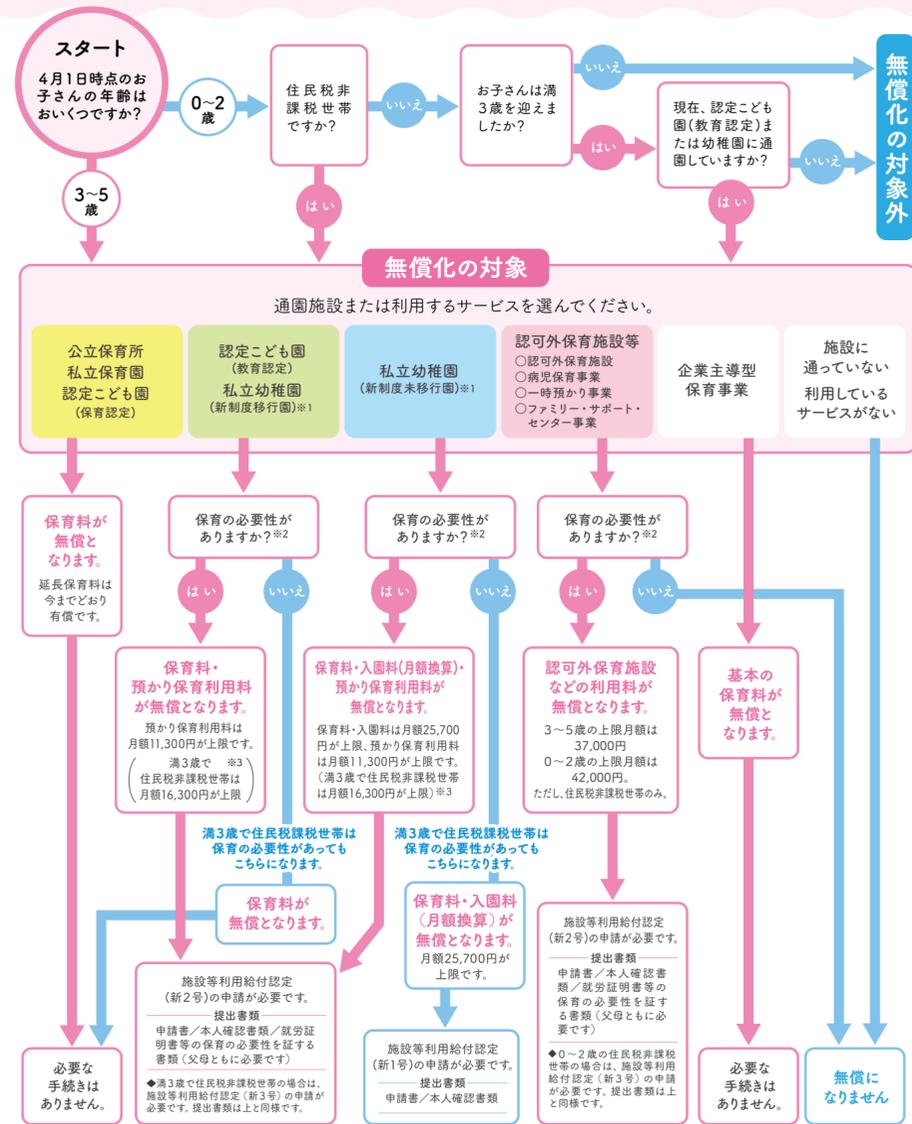


幼児教育・保育の無償化に伴う必要な手続きについて



※1 私立幼稚園の種別（新制度移行園、または新制度未移行園）については、施設にご確認ください。
 ※2 保育の必要性については、保護者が、就労（休憩・通勤時間等を除いた1ヶ月の実労働が64時間以上）、妊娠・出産、疾病・障がい等、介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練（月に64時間以上在学）、虐待・DV、育児休業等により、家庭でお子さんを保育することができない場合を指します。なお、保育の必要性を証する書類は、父母それぞれの分が必要です。
 ※3 在籍する認定こども園、幼稚園の預かり保育事業が「教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満」または「年間開所日数200日未満」の場合、認可外保育施設等の保育料や利用料が、認定こども園、幼稚園の預かり保育料とあわせて月額上限額を超えない範囲で無償化の対象となります。

幼児教育・保育の無償化のご案内



幼児教育・保育の無償化

— 実施の背景 —

2019年5月に「子ども・子育て支援法」が改正され、2019年10月から3歳児クラスから小学校入学前まで、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。
 幼児教育・保育の無償化は、急速な少子化への総合的な対策と、生涯に亘る人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。
 このパンフレットでは、幼児教育・保育の無償化の内容をまとめていますので、無償化の対象となるために必要な手続きの確認などにお役立てください。

鴻巣市

〈 問い合わせ先 〉

鴻巣市役所 保育課 tel.048-541-1321



「幼児教育・保育の無償化」の範囲



幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校入学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。
 また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

1. 無償化の範囲

子どもの年齢	3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校入学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで	
	あり	なし	あり	なし
住民税課税状況	—	—	非課税世帯	課税世帯
サービスの種類	保育所（認可施設）、認定こども園（保育利用）	無償	無償	無償化の対象外
	認定こども園（教育利用）	無償	—	—
	認定こども園（教育利用）の預かり保育料	11,300円/月まで無償※	無償化の対象外	—
	幼稚園	25,700円/月まで無償	—	—
	幼稚園の預かり保育料	11,300円/月まで無償※	無償化の対象外	—
認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり	合計 37,000円/月まで無償	無償化の対象外	合計 42,000円/月まで無償	無償化の対象外

※満3歳児クラスの第3号認定の場合は、16,300円/月まで無償。
 ●3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも、無償化されます（保育所や幼稚園などに在籍している場合は、両方とも無償）。

2. 給付認定について

無償化給付を受けるには、給付認定が必要です。すでに保育所や認定こども園を利用している場合は、1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続きは不要です。
 幼稚園を利用している人、認定こども園（1号認定）の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、**無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。詳しくは、鴻巣市保育課までお問い合わせください。**

3. 新制度における「保育の必要性」の事由

- 「保育の必要性」とは、保育者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（休憩・通勤時間等を除いた1ヶ月の実労働が64時間以上）
 - ②就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む（1ヶ月に64時間以上学校に在学）
 - ③妊娠、出産
 - ・産後休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦虐待やDVのおそれがあること
 - ⑧育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑨その他、上記に類する状態として市区町村が認める場合

1

保育所または認定こども園の保育認定(2・3号認定)の利用の場合

施設を利用するには、保育の必要性があり、2・3号認定(2ページ)が必要です。

1 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償となります。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費(2)の※1を除くなどは無償となりません。

子どもの年齢	保育料
3～5歳児クラス	無償
0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合	
0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合	

- 多子世帯の保育料負担軽減は、兄弟の保育料が無償化されても現行(第2子半額、第3子無償)と引き続き。
- 企業主導型保育施設は、同程度の無償化が図られます。利用している施設にお問い合わせください。

【無償化給付の受け方】現物給付(鴻巣市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む)

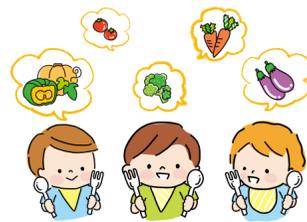
2 給食費について

3～5歳児クラスの給食費(※1を除く)は無償とならないため、直接施設にお支払いいただきます。なお、給食費の料金は、各園によって異なります。

	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
主食費 (ごはん・パン・めんなど)	給食費として 保護者負担※1	保育料として 保護者負担
副食費 (おかず・おやつ・ミルクなど)		

※1 年収360万円未満世帯及び第3子以降(※2)は、副食費が免除されます。なお、免除対象となった場合は、鴻巣市より別途通知します。

※2 給食費免除対象となる第3子の認定は、保育(2号認定)の場合、小学校就学前までの児童の人数によりカウントした取扱いとなります。



2

認定こども園の教育認定(1号認定)または幼稚園(新制度移行園)の利用の場合

施設を利用するには、1号認定(2ページ)が必要です。

1 保育料の無償化

満3～5歳児クラスの保育料が無償となります。なお、預かり保育料(2)を除く、給食費(2)の※1を除く、教材費、行事費、通園送迎費などは無償となりません。

子どもの年齢	保育料
満3～5歳児クラス	無償

【無償化給付の受け方】現物給付(鴻巣市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む)

2 預かり保育料の無償化

鴻巣市から「保育の必要性の認定」(新2・3号認定)を受けた場合は、預かり保育料も無償になります。無償化の支給限度額は、利用者の預かり保育の利用日数×日額単価450円で月毎に計算され、支給限度額を超えた分については保護者の負担となります。なお、最大支給限度額については(新2号認定)を受けた場合、11,300円/月(※満3歳かつ住民税非課税世帯(新3号認定)の場合は16,300円/月)になります。

対象になるには

1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円/月(上記※は16,300円/月)です。

【無償化給付の受け方】鴻巣市内の施設については、原則として現物給付(鴻巣市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む。ただし、給付限度額を超えた分については保護者負担)となりますが、施設所在地の運用方法などにより施設によっては償還払い(保護者が費用を施設に支払い、後から払い戻しを受ける)場合があります。

3 給食費について

直接施設にお支払いいただきます。

主食費(ごはん・パン・めんなど)	保護者負担※1
副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)	

※1 年収360万円未満世帯及び第3子以降(※2)は、副食費が免除されます。なお、免除対象となった場合は、鴻巣市より別途通知します。

※2 給食費免除対象となる第3子の認定は、教育認定(1号認定)の場合、小学校3年生までの児童の人数によりカウントした取扱いとなります。

3

幼稚園(新制度未移行園)の利用の場合



1 保育料の無償化

満3～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円/月まで無償となります。預かり保育料(2)を除く、給食費(2)の※1を除く、教材費、行事費、通園送迎費などは無償となりません。

子どもの年齢・認定	保育料等	
満3～5歳児クラス 新1号認定	25,700円/月 まで無償※	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス 新2号認定		預かり保育料は11,300円/月 まで無償
満3歳かつ住民税非課税世帯 新3号認定		預かり保育料は16,300円/月 まで無償

※原則として現物給付(鴻巣市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む)となりますが、幼稚園所在地の運用方法などにより施設によっては償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)場合があります。

2 無償化を受けるための認定

幼稚園を利用している人が無償化を受けるためには、保護者全員が新1～3号認定(施設等利用給付認定)のいずれかの認定を受ける必要があります。

対象	認定区分
預かり保育の利用を希望しない(下記新2・3号認定の対象にならない場合を含む)	新1号
3(年少)～5(長年)歳児クラスで父母ともに保育の必要性がある(預かり保育の無償化を希望する人)	新2号
満3歳児(3歳の誕生日から最初の3月31日まで)で、父母ともに保育の必要性があり、かつ住民税非課税世帯の場合(預かり保育の無償化を希望する人)	新3号

3 預かり保育料の無償化

鴻巣市から「保育の必要性の認定」(新2・3号認定)を受けた場合は、預かり保育料も無償になります。無償化の支給限度額は、利用者の預かり保育の利用日数×日額単価450円で月毎に計算され、支給限度額を超えた分については保護者の負担となります。なお、最大支給限度額については(新2号認定)を受けた場合、11,300円/月(※満3歳かつ住民税非課税世帯(新3号認定)の場合は16,300円/月)になります。

対象になるには

2のとおり、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備して申請してください。

十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円/月(上記※は16,300円/月)です。

【無償化給付の受け方】鴻巣市内の施設については、原則として現物給付(鴻巣市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む。ただし、給付限度額を超えた分については保護者負担)となりますが、施設所在地の運用方法などにより施設によっては償還払い(保護者が費用を施設に支払い、後から払い戻しを受ける)場合があります。

4 給食費について

直接施設にお支払いいただきます。

主食費(ごはん・パン・めんなど)	保護者負担※1
副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)	

※1 年収360万円未満世帯及び第3子以降(※2)は、副食費が免除されます。なお、免除対象となった場合は、「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(代理受領用)」が配付されます。

※2 給食費免除対象となる第3子の認定は、幼稚園の場合、小学校3年生までの児童の人数によりカウントした取扱いとなります。

4

認可外保育施設等の利用の場合

1 保育料(利用料)の無償化

今まで利用料が助成されていなかった認可外保育施設なども、無償化されます。無償化の対象となるには、鴻巣市から「保育の必要性の認定」(新2・3号認定)を受ける必要があります。なお、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償となりません。

原則として施設からは案内されませんので、保護者自身が鴻巣市に対して手続きをします。

子どもの年齢	保育料
3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	合計37,000円/月まで無償
0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子どもかつ住民税非課税世帯	合計42,000円/月まで無償

対象となる施設・サービス

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。ただし、無償化の対象施設として市区町村の確認を受けている必要があります。

※詳しくは利用している施設にお問い合わせください。

2 給付について

施設から領収書と提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者が鴻巣市に直接、給付申請書を提出し、利用料の償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)を受けます。複数のサービスを利用している場合、月ごとに全ての利用料をまとめて請求してください。

